

公益社団法人川崎西法人会 委員会規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人川崎西法人会（以下「本会」という。）定款 3 4 条の規定に基づき、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の組織）

第 2 条 常設の委員会として次の委員会を置く。

- （１）総務委員会
- （２）税制・税務委員会
- （３）広報委員会
- （４）公益事業推進委員会
- （５）共益事業推進委員会
- （６）厚生事業等推進委員会

2 必要に応じ、理事会の承認を得て臨時の委員会を置くことができる。

（委員会の職務分掌）

第 3 条 常設委員会の職務分掌については＜別表＞による。

（委員会の権限）

第 4 条 委員会は、理事会から付託された事項について審議し、提案・答申を行うとともに、理事会の決議に基づき前条の分掌職務を執行する。

（委員会の構成）

第 5 条 委員会には、10 名以内の委員を置く。

2 委員のうち 1 名を委員長、2 名以内を副委員長とし、選考委員会により選任する。

（委員の任期等）

第 6 条 委員の任期等については、本会役員の規定を準用する。

（委員長及び副委員長の職務）

第 7 条 委員長は、所属委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長の補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

（委員会の招集）

第 8 条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

（委員会の議事）

第 9 条 委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 委員会の議長は、委員長をもってこれに充てる。

(本会への報告)

第10条 委員長は、委員会の審議事項のうち重要なものについて、遅滞なく本会会長に報告するものとする。

(改 廃)

第11条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

<別 表> 委員会の分掌事項 (第3条関係)

1. 総務委員会

- (1) 総務的事務に関すること
- (2) 法人会組織に関すること
- (3) 法人会事務局に関すること
- (4) 予算・決算の審査
- (5) ほかの委員会の所掌に属さない事項

2. 税制・税務委員会

- (1) 税制・財政関係に関わる調査・研究及び提言
- (2) 会社法及び企業財務に関する調査・研究及び提言

3. 広報委員会

- (1) 外部及び内部に対する広報活動の企画及び実施
- (2) 機関誌「かわにし」の編集企画及び発行に関すること
- (3) ホームページの編集企画に関すること

4. 公益事業推進委員会

- (1) 租税教育等、税に関する活動の企画・実施（他の委員会に属するものを除く）
- (2) 社会貢献活動の企画・実施
- (3) その他公益事業の企画・実施

5. 共益事業推進委員会

- (1) 会員増強活動の企画・実施
- (2) 組織強化活動の企画・実施
- (3) 会員交流事業推進の企画・実施

6. 厚生事業等推進委員会

- (1) 会員に対する福利厚生事業の企画・実施
- (2) 事務局に対する福利厚生事業の企画・実施
- (3) その他収益事業の企画・実施